

文学研究科哲学・倫理学専攻倫理学分野  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、哲学・倫理学専攻倫理学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

1. 学位の名称
2. 学位申請の資格
3. 審査の種類
4. 審査委員会の構成
5. 審査対象
6. 研究の範囲
7. 学位申請の手続きと学位授与・公表までの流れ

## 1. 学位の名称

- 1-1. 倫理学に関連する分野の論文を提出し、慶應義塾大学大学院文学研究科哲学・倫理学専攻倫理学分野（以下「倫理学分野」と称す）の組織する審査委員会による審査を経たのち、慶應義塾大学大学院文学研究科委員会（以下「文学研究科委員会」と称す）の判定に合格した者には「博士（哲学）」の学位が授与される。
- 1-2. ここに定める学位は英語の公式名称を Ph.D. in Philosophy とする。
- 1-3. 課程による博士学位，論文による博士学位の区別については，文部科学省の規定に準ずる。

## 2. 学位申請の資格

- 2-1. 上記1. に定める学位を申請する者のうち，文学研究科後期博士課程（以下「博士課程」と称す）に3年以上在籍し，原則として各年度2科目4単位以上を3年にわたり履修，指導教授の担当する2科目を含め，合計6科目12単位以上の授業科目を修得し（見込みも含む），博士課程入学後6年未満（休学期間，留学期間を含まない）の者は，「課程による博士学位」の申請資格を有する。（慶應義塾大学大学院文学研究科履修案内 第8履修要項 3学位請求論文の提出について）
- 2-2. 前項に該当しない者は，「論文による博士学位」の申請資格を有する。
- 2-3. 課程による博士学位，論文による博士学位とも，原則として，全国規模の学会での口頭発表2回以上，全国規模の学会誌での査読付き論文1本以上の業績を有することを，

申請の要件とする。

### 3. 審査の種類

- 3-1. 課程による博士学位を申請する者は、審査委員会による論文審査を受けなければならない。そのうち、文学研究科委員会による判定を受けなければならない。
- 3-2. 論文による博士学位を申請する者は、審査委員会による論文審査ならびに学識の確認を受けなければならない。そのうち、文学研究科委員会による判定を受けなければならない。

### 4. 審査委員会の構成

- 4-1. 上記 3. に定める審査を行う審査委員会は、倫理学分野の文学研究科委員の協議に基づいて構成され、文学研究科委員会の承認を得なければならない。その構成員は次の 4-2. から 4-4. に定める責務を有する。
- 4-2. 審査委員会は、主査 1 名、副査 2 名以上（1 名は、原則として倫理学分野以外の外部の専門家とする）、必要に応じて学識確認者 1 名より構成される。主査は、倫理学分野の専任教授で、かつ文学研究科委員であること。主査は、副査ならびに学識確認者を選任し、学位審査全般を統括する。
- 4-3. 副査は、学位審査にあたり主査を補佐し、各自の所見を述べる。
- 4-4. 学識確認者は、主査および副査が兼任することが許される。学識確認者は学位申請者の学識を、面接等によって確認し審査委員会に報告する義務を負う。

### 5. 審査対象

- 5-1. 学位請求論文は、原則として日本語によるものとする。
- 5-2. 論文による博士学位の提出を申請する者は、あらかじめ学識の確認を受けて合格しなければならない。ただし、本塾大学院文学研究科哲学・倫理学専攻倫理学分野博士課程の所定単位を取得し、満期退学した者はこの限りではない。
- 5-3. 学位請求論文は、主査が相当と認める既刊の学術研究書 1 点以上で代替することができる。ただし、学位請求の時点から 2 年未満に刊行されたものであること。

### 6. 研究の範囲

学位請求論文は、倫理学を研究対象とするものであること。

### 7. 学位申請の手続きと学位授与・公表までの流れ

- 7-1. 博士の学位は、文学研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認された者に与えられる。（慶應義塾大学学位規程第 5 条）

- 7-2. 課程による博士学位を申請する者は、倫理学分野の指導教授の、論文による博士学位を申請する者は、倫理学分野の文学研究科委員である専任教授の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。
- 7-3. 学位を申請する者（以下「学位申請者」）は、文学研究科委員会に対する学位申請に先立ち、倫理学分野で学位請求論文の審議を受け、文学研究科委員会に対する学位申請の許可を得なければならない。
- 7-4. 学位申請者は、倫理学分野での審議の過程において、論文の訂正加筆を求められた場合は、これをおこなわなければならない。
- 7-5. 文学研究科委員会に対する学位申請の許可を得た学位申請者は、学生部による提出要領に従い、学位請求論文、要約、申請書などを学生部に提出する。
- 7-6. 上記4. に定める審査委員会は、提出された論文を1年以内に審査しなければならない。（慶應義塾大学学位規程第10条②）
- 7-7. 審査委員会による論文審査が完了した後、主査は、論文審査の要旨を文学研究科委員会に報告し、文学研究科委員会は、学位論文の審査の可否を判定する。（慶應義塾大学学位規程第10条①）
- 7-8. 博士の学位を授与された者は、博士の学位の授与を受けた日から1年以内に論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。（慶應義塾大学学位規程第15条①）
- 7-9. 上記7-8. の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、文学研究科委員会が適当と認めた場合、博士の学位を授与された者は、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。（慶應義塾大学学位規程第15条②）

以上

付録

#### 慶應義塾大学学位規定（抜粋）

昭和31年2月17日制定  
平成26年12月9日改正

（課程による博士学位の授与要件）

第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えられる。

（論文による博士学位の授与要件）

第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格

し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」という。）された者に与えられる。

（学識の確認の特例）

第6条 ① 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

② 学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしくはすべてに代えることができる。

（課程による学位の申請）

第7条 ① 第3条の規定に基づき修士学位を申請する者は、各研究科の定めるところにより学位論文を指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

② 第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

（論文による学位の申請）

第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

第10条 ① 修士および博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等の合否は、当該研究科委員会が判定する。

② 博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

（審査委員会）

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等を行うために、関係指導教授および関連科目担当教授等2名以上からなる審査委員会（主査および副査）を設置しこれに当たらせる。

（審査結果の報告・判定方法）

第12条 ① 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開陳する。

② 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試験の合否を決定する。

③ 前項の議決は、無記名投票をもって行う。

（学位授与）

第13条 ① 修士または博士の学位は、研究科委員会において学位論文の審査ならびに試

験に合格した者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

② 専門職学位は、当該研究科の修了要件を満たした者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

(学位論文要旨の公表)

第 14 条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 15 条 ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りではない。

② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会が適当と認めた場合、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。